

<改正要旨>

学校教育法等の一部改正等に伴い、法改正の趣旨を踏まえた適切な表現等の見直しを行うことに関する就業規則の一部改正。

<改正する就業規則>

国立大学法人大阪大学教員の人事等に関する特例規程

国立大学法人大阪大学任期付教員の人事等に関する特例規程

国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程

大阪大学発明規程

「国立大学法人大阪大学教員の人事等に関する特例規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(採用、昇任及び異動に係る選考)

第3条 教員について、就業規則第5条第1項に規定する採用を行う場合は、選考によりこれを行う。

2 前項の選考は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)が別に定める基準により、当該教員が所属することになる部局等の教授会又はこれに準ずる部局等の**意思決定**機関(以下、これらを総称して「教授会」という。)が行う。

3 前2項の規定は、就業規則第12条及び第13条に規定する昇任及び異動について、これを準用する。

(略)

改 正 (案)

(略)

(同左)

第3条 同左

2 前項の選考は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)が別に定める基準により、当該教員が所属することになる部局等の教授会又はこれに準ずる部局等の機関(以下、これらを総称して「教授会」という。)が行う。

3 同左

(略)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

「国立大学法人大阪大学任期付教員の人事等に関する特例規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(採用に係る選考)

第3条 教員について、就業規則第5条第1項に規定する採用を行う場合は、選考によりこれを行う。

2 前項の選考は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)が別に定める基準により、当該教員が所属することになる部局等の教授会又はこれに準ずる部局等の**意思決定**機関(以下、これらを総称して「教授会」という。)が行う。

(略)

改 正 (案)

(略)

(同左)

第3条 同左

2 前項の選考は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)が別に定める基準により、当該教員が所属することになる部局等の教授会又はこれに準ずる部局等の機関(以下、これらを総称して「教授会」という。)が行う。

(略)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

「国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(年俸額等の決定)

第12条 職員の基本年俸は、再雇用選考委員会**において**、これに適用すべき号数及びその区分を決定する。

2 }
 } (略)
4 }

(略)

改 正 (案)

(略)

(同左)

第12条 職員の基本年俸は、再雇用選考委員会**の議を経て**、これに適用すべき号数及びその区分を決定する。

2 }
 } (略)
4 }

(略)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

「大阪大学発明規程」の一部改正（案）

現 行

(略)

(異議の申立て)

- 第11条 教職員等は、その届出に対する第9条第1項の規定に基づく決定に対して異議があるときは、決定の通知を受けた日から30日以内に、所定の様式により、所属部局の長を経由して、総長に異議を申し立てることができる。
- 2 総長は、前項の規定による申立書の送付を受けたときは、委員会の**審議結果に基づき**、申立てに係る決定を変更するか否かを決定し、所属部局の長を経由して、申立てをした者に通知するものとする。
- 3 前項に規定する委員会の審議に当たって、委員長が必要と認めたときは、産学連携本部の意見を聴取することができる。
- 4 第2項に規定する決定に対しては、異議の申立てをすることはできない。

(略)

改 正（案）

(略)

(同左)

第11条 同左

- 2 総長は、前項の規定による申立書の送付を受けたときは、委員会の**議を経て**、申立てに係る決定を変更するか否かを決定し、所属部局の長を経由して、申立てをした者に通知するものとする。
- 3 同左
- 4 同左

(略)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学教員の人事等に関する特例規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教員のうち、大学に期間を定めて雇用される者以外のもの(以下「教員」という。)について、その人事等に関する特例を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「部局等」とは、各学部、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、附属図書館、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設その他これらに相当する組織をいう。
2 この規程において「部局長」とは、前項の部局等の長をいう。

（採用、昇任及び異動に係る選考）

第3条 教員について、就業規則第5条第1項に規定する採用を行う場合は、選考によりこれを行う。
2 前項の選考は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)が別に定める基準により、当該教員が所属することになる部局等の教授会又はこれに準ずる部局等の機関(以下、これらを総称して「教授会」という。)が行う。
3 前2項の規定は、就業規則第12条及び第13条に規定する昇任及び異動について、これを準用する。

（試用期間中の解雇等）

第4条 教員について、就業規則第10条第2項に基づき、試用期間中に解雇を行い、又は試用期間満了時に本採用を行わない場合には、当該教員が所属する部局等の教授会及び評議会の議を経なければならない。

（勤務評価）

第5条 教員について、就業規則第11条に基づき行う勤務成績の評価は、当該教員が所属する部局等の部局長が行う。
2 部局長(大学に期間を定めて雇用される者が部局長となる場合を除く。以下、第8条第2項及び第9条において同じ。)について、就業規則第11条に基づき行う勤務成績の評価は、総長が行う。

（異動）

第6条 教員について、就業規則第13条に規定する異動を行う場合には、当該教員が所属する部局等の教授会の議を経なければならない。
2 部局長は、前項の教授会終了後、速やかに、その審議結果を書面により当該教員及び評議会に通知するものとする。
3 第1項の異動に不服のある教員は、前項の通知後2週間以内に、評議会の下に置かれる不服審査委員会に対し、当該異動に係る不服審査を申し立てることができる。
4 不服審査委員会は、前項の不服審査を行うに当たって、当該教員及び参考人の出頭を求め、その意見を徴することができる。
5 不服審査委員会は、審査終了後、速やかに、その審査結果を評議会に報告しなければならない。
6 評議会は、前項の審査結果に基づいて、速やかに、当該異動につき審議を行い、その結果を当該教員及び部局長に通知するものとする。
7 前4項に規定するもののほか、不服審査の手続きについては、別に定める。

（休職等）

第7条 教員について、就業規則第14条第1項に規定する休職を行う場合には、当該教員が所属する部局等の教授会及び評議会の議を経なければならない。
2 教員について、就業規則第15条第1項に基づいて、第14条第1項第1号に掲げる事由に基づく休職の期間を定める場合には、評議会の議を経なければならない。
3 前2項の規定にかかわらず、評議会が特に認めた場合には、教授会又は評議会の議を前もって省略することができる。

（解雇等）

第8条 教員について、就業規則第21条第1項並びに第37条第1項及び第2項の規定に基づき解雇、降任若しくは降給又は懲戒(以下「解雇等」という。)を行う場合には、当該教員が所属する部局等の教授会の議を経なければならない。
2 部局長(部局長について、就業規則第21条第1項の規定に基づき解雇、降任又は降給を行う場合には、これに代えて当該部局等の教授会が選出した者。以下、本条において同じ。)は、前項の教授会終了後、速やかに、その審議結果を書面により当該教員及び評議会に対し通知するものとする。
3 解雇等に不服のある教員は、前項の通知後2週間以内に、総長に対し、当該解雇等に係る不服審査を申し立てることができる。なお、当該不服審査は不服審査委員会で行うものとする。
4 前項に定める期間内に不服審査の申立てがなされなかった場合、評議会は、速やかに、当該解雇等につき審議を行い、その結果を当該教員及び部局長に通知するものとする。ただし、このことは、評議会が、不服審査委員会に対し、当該解雇等に係

る事前審査を行わせることを妨げるものではない。

- 5 不服審査委員会は、第3項の不服審査及び前項ただし書の事前審査を行うに当たって、当該教員及び参考人の出席を求め、その弁明又は意見を徴することができる。
- 6 不服審査委員会は、審査終了後、速やかに、その審査結果を評議会に報告しなければならない。
- 7 評議会は、前項の審査結果に基づいて、速やかに、当該解雇等につき審議を行い、その結果を当該教員及び部局長に通知するものとする。
- 8 前5項に規定するもののほか、不服審査等の手続きについては、別に定める。

(部局長の懲戒処分)

- 第9条 部局長について、就業規則第37条第1項及び第2項の規定に基づき懲戒を行う場合には、役員会の審査を経なければならない。
- 2 役員会は、前項の審査後、速やかに、その審査結果を書面により当該部局長に対して通知するものとする。
 - 3 懲戒処分に不服のある部局長は、前項の通知後2週間以内に、役員会に対して不服審査を申し立てることができる。
 - 4 前3項に規定するもののほか、不服審査等の手続きについては、別に定める。

(定年の特例)

- 第10条 教員について、就業規則第19条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定と異なる定めをする場合には、当該教員が所属する部局等の教授会及び評議会の議を経なければならない。

(勤務延長)

- 第11条 教員について、就業規則第20条第3項に基づき行う勤務延長に係る選考は、評議会が別に定める基準により、当該教員が所属する部局等の教授会がこれを行う。

(研修の機会)

- 第12条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 2 教員は、本務の遂行に支障のない限り、部局長の承認を受けることにより、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
 - 3 大学は、教員が現職のままで、長期にわたる研修を受けることができるよう努めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成19年10月1日から施行する。

(統合に伴う経過措置)

- 2 第8条第3項及び第9条第3項の規定にかかわらず、平成19年9月30日において統合前の国立大学法人大阪外国語大学に在職しており、統合により大学に身分を承継された教員であって、第1条にいう「教員」に該当する者のうち、同日以前に、国立大学法人大阪外国語大学職員の不利益取扱に関する規程第6条第1項に定める説明書の交付を受けたものの不服申立期間については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人大阪大学任期付教員の人事等に関する特例規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学任期付教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第1条第2項の規定に基づき、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に常時勤務する教員のうち、大学に期間を定めて雇用される者(以下「教員」という。)について、その人事等に関する特例を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「部局等」とは、各学部、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、附属図書館、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設その他これらに相当する組織をいう。
2 この規程において「部局長」とは、前項の部局等の長をいう。

（採用に係る選考）

第3条 教員について、就業規則第5条第1項に規定する採用を行う場合は、選考によりこれを行う。
2 前項の選考は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)が別に定める基準により、当該教員が所属することになる部局等の教授会又はこれに準ずる部局等の機関(以下、これらを総称して「教授会」という。)が行う。

（試用期間中の解雇等）

第4条 教員について、就業規則第10条第2項に基づき、試用期間中に解雇を行い、又は試用期間満了時に本採用を行わない場合には、当該教員が所属する部局等の教授会及び評議会の議を経なければならない。

（勤務評価）

第5条 教員について、就業規則第11条に基づき行う勤務成績の評価は、部局長が行う。
2 部局長(大学に期間を定めて雇用される者が部局長となる場合に限る。以下、第7条第2項及び第8条において同じ。)について、就業規則第11条に基づき行う勤務成績の評価は、総長が行う。

（休職等）

第6条 教員について、就業規則第12条第1項に規定する休職を行う場合には、当該教員が所属する部局等の教授会及び評議会の議を経なければならない。
2 教員について、就業規則第13条第1項に基づいて、第12条第1項第1号に掲げる事由に基づく休職の期間を定める場合には、評議会の議を経なければならない。
3 前2項の規定にかかわらず、評議会が特に認めた場合には、教授会又は評議会の議を前もって省略することができる。

（解雇等）

第7条 教員について、就業規則第17条第1項並びに第33条第1項及び第2項の規定に基づき解雇、降任若しくは降給又は懲戒(以下「解雇等」という。)を行う場合には、当該教員が所属する部局等の教授会の議を経なければならない。
2 部局長(部局長について、就業規則第17条第1項の規定に基づき解雇、降任又は降給を行う場合には、これに代えて当該部局等の教授会が選出した者。以下、本条において同じ。)は、前項の教授会終了後、速やかに、その審議結果を書面により当該教員及び評議会に対し通知するものとする。
3 解雇等に不服のある教員は、前項の通知後2週間以内に、総長に対し、当該解雇等に係る不服審査を申し立てることができる。なお、当該不服審査は不服審査委員会で行うものとする。
4 前項に定める期間内に不服審査の申立てがなされなかった場合、評議会は、速やかに、当該解雇等につき審議を行い、その結果を当該教員及び部局長に通知するものとする。ただし、このことは、評議会が、不服審査委員会に対し、当該解雇等に係る事前審査を行わせることを妨げるものではない。
5 不服審査委員会は、第3項の不服審査及び前項ただし書の事前審査を行うに当たって、当該教員及び参考人の出席を求め、その弁明又は意見を徴することができる。
6 不服審査委員会は、審査終了後、速やかに、その審査結果を評議会に報告しなければならない。
7 評議会は、前項の審査結果に基づいて、速やかに、当該解雇等につき審議を行い、その結果を当該教員及び部局長に通知するものとする。
8 前5項に規定するもののほか、不服審査等の手続きについては、別に定める。

（部局長の懲戒処分）

第8条 部局長について、就業規則第33条第1項及び第2項の規定に基づき懲戒を行う場合には、役員会の審査を経なければならない。
2 役員会は、前項の審査後、速やかに、その審査結果を書面により当該部局長に対して通知するものとする。
3 懲戒処分に不服のある部局長は、前項の通知後2週間以内に、役員会に対して不服審査を申し立てることができる。

4 前3項に規定するもののほか、不服審査等の手続きについては、別に定める。

(研修の機会)

第9条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、本務の遂行に支障のない限り、部局長の承認を受けることにより、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 大学は、教員が現職のまま、長期にわたる研修を受けることができるよう努めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年10月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等給与規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学(以下「大学」という。)に勤務する職員のうち、国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等就業規則(以下「就業規則」という。)の適用を受ける者(以下「職員」という。)について、同規則第19条の規定に基づき、その給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 職員の給与は、基本年俸及び諸手当として支給する。

2 諸手当は、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、夜間看護手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当及び宿日直手当からなるものとする。

（給与の支給日等）

第4条 基本年俸(1週当たりの所定労働時間数が35時間に満たない者については、国立大学法人大阪大学任期付嘱託職員等の労働時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「労働時間規程」という。)第3条第1項第2号の適用を受ける者(以下「パートタイム勤務嘱託職員」という。))に適用される基本年俸額に、その者の1週当たりの所定労働時間数を35で除して得た数を乗じて得た額とする。)は、その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日(15日が休日に当たるときは、18日)に、土曜日に当たるときは16日に、休日(月曜日に限る。)に当たるときは18日にこれを支給する。

2 前項に規定する基本給に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の基本給とする。

3 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることがある。

4 諸手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することがある。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため、請求があった場合には、既往の勤務に対する基本給及び諸手当を速やかに支給する。職員が退職し若しくは解雇されたとき、又は大学が特に必要と認めたとときも、同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡したため、費用を必要とするとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者がやむを得ない事情により1週間以上にわたって帰郷するとき。

（給与の支給原則等）

第5条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 全国健康保険協会管掌健康保険料

(4) 厚生年金保険料

(5) 雇用保険料

(6) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの。

3 労働時間規程第3条第1項第1号の適用を受ける者(以下「フルタイム勤務嘱託職員」という。)については、前項第3号及び第4号を併せて「共済組合保険料」と読み替え、これを適用する。

4 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

（日割計算等）

第6条 月の途中で、職員となった者又は退職し、若しくは解雇された者の基本給は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から労働時間規程第8条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したもものとして、基本給を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第19条から第21条まで及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給を1か月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当又は異常圧力内作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1週間における1日当たりの平均所定労働時間数で除した額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1か月当たりの平均所定労働時間数で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 第19条から第21条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日手当又は夜勤手当の額及び第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本年俸

(基本年俸の支給)

第10条 基本年俸は、次条の基本年俸表に定める号数に基づき、これを支給する。

(基本年俸の種類等)

第11条 基本年俸の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 任期付嘱託職員基本年俸表(別表第1)
 - (2) 特例任期付嘱託職員基本年俸表(別表第2)
- 2 前項の基本年俸表に定める基本年俸の額は、国家公務員等の給与改定状況のほか、大学の財務状況等を勘案し、これを改定するものとする。
- 3 その職務の特殊性にかんがみ基本年俸額を調整する必要がある職の範囲については、別表第3に定める。

(年俸額等の決定)

第12条 職員の基本年俸は、再雇用選考委員会の議を経て、これに適用すべき号数及びその区分を決定する。

- 2 前項の号数及びその区分は、前年度の評価結果に基づき、これを変更することがある。
- 3 前2項の規定により、号数を決定又は変更した場合には、原則として基本年俸表に定める標準の区分を適用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、労働契約の期間中は、基本年俸表に定める年俸額に増減があった場合においても、労働契約の更新時を除き、原則として契約時の基本年俸表を適用するものとする。

第3章 諸手当

(高所作業手当)

第13条 高所作業手当は、大学の施設部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な場所で、営繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、200円(当該作業が地上30メートル以上の場所で行われたときは、300円)とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

(爆発物取扱等作業手当)

第14条 爆発物取扱等作業手当は、職員が高圧ガスを製造し、又は充填する作業に直接従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき300円とし、作業に従事した時間が4時間に満たないときは、180円とする。

(死体処理手当)

第15条 死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支給しない。

- (1) 医学部又は医学系研究科に所属する職員が、所属部局における死体の処理作業に従事したとき。 3,200円

(2) 職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引き取り又は搬送の作業に従事したとき。 1,000円

(放射線取扱手当)

第16条 放射線取扱手当は、次に掲げる業務に従事した場合に、これを支給する。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命じられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事して、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、大阪大学放射線障害予防通則第2条に定める施設の管理区域内において、放射線業務を行う職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが測定により認められたとき。

2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

第17条 異常圧力内作業手当は、職員が高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる気圧の区分に応じ、作業に従事した時間1時間につき、同表に定める額とする。

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護手当)

第18条 夜間看護手当は、助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われる看護等の業務に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に定める額とする。

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	9,000円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	4,400円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,800円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,600円

(超過勤務手当)

第19条 労働時間規程第5条第1項又は第6条第1項に基づき、超過勤務を命じられた職員には、次の各号のとおり超過勤務手当を支給する。

- (1) フルタイム勤務嘱託職員 超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)
- (2) パートタイム勤務嘱託職員 超過勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の100(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の125)

2 前項第2号の超過勤務により1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合には、その超えた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超えて超過勤務を命じられた時間(次条に定める休日勤務(法定休日における勤務を除く。))を命じられた時間を含む。)が1か月につき60時間を超える場合には、その超える部分について、勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある職員(嘱託職員(マネジメントクラス)がこれに該当する。以下「管理職」という。)のほか、労基法第41条第2号に規定する機密の事務を取り扱う者に該当する職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日手当)

第20条 労働時間規程第5条第1項及び第6条第1項に基づき、休日勤務を命じられた職員には、当該休日勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われるときは、100分の160)を休日手当として支給する。

2 前条第4項の規定は、休日手当について、これを準用する。

(夜勤手当)

第21条 労働時間規程第7条第1項に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日手当が支給される場合を除く。)

2 管理職の基本年俸には、前項に規定する夜勤手当が含まれるものとする。

(宿日直手当)

第22条 労働時間規程第10条に基づき、宿直又は日直を命じられた職員には、別に定めるところにより、宿日直手当を支給する。

(併給禁止)

第22条の2 第11条第3項の規定により基本年俸額の調整を受ける職員(別表第3第4号に係るものに限る。)には、放射線取扱手当は支給しない。

2 高所作業手当の支給される日については、爆発物取扱等作業手当は支給しない。ただし、支給されないこととなる爆発物取扱等作業手当の額が高所作業手当の額を超えるときは、爆発物取扱等作業手当を支給し、高所作業手当は支給しない。

第4章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第23条 職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第10条第1号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条に規定する休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、職員が就業規則第10条第1号に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、給与を支給しない。職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第10条第2号の規定に基づく休職に付された場合も、同様とする。

3 職員が就業規則第10条第3号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の70(就業規則第10条第3号に該当する場合であって当該職員が業務災害に遭ったと認められるときは、100分の100)の範囲内で、給与を支給することができる。

4 職員が就業規則第10条第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給の100分の100の範囲内で、給与を支給することができる。

5 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めのない限り、第1項、第3項及び前項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(特別休暇の期間中における給与の取扱い)

第24条 労働時間規程第20条に規定する特別休暇の期間中における給与の取扱いについては、別に定める。

(給与の減額)

第25条 職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年3月22日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 23 年 11 月 28 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。
(災害応急作業等手当)
- 2 第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、大規模な自然災害等に対処するための作業に従事した職員には、別に定めるところにより、災害応急作業等手当を支給する。
- 3 第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、第 19 条から第 21 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、当該勤務が、災害応急作業等手当が支給されることとなる作業に該当する場合は、当該業務に係る勤務 1 時間当たりの手当の額(その額を 1 週間にわたる 1 日当たりの平均所定労働時間数で除した額)を同条第 1 項に定める額に加算した額とする。
(併給禁止)
- 4 災害応急作業等手当が支給されることとなる日については、第 16 条第 1 項各号に規定する外部放射線の実効線量測定対象期間から除くこととする。

附 則

この改正は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(特例任期付嘱託職員の基本年俸額の調整に関する経過措置)
- 2 改正後の別表第 2 の定めにかかわらず、施行日の前日において、別表第 2 の「調整 2」欄の基本年俸額の支給を受けていた者の基本年俸額については、その契約期間(更新期間を含む。)が満了するまでの間、改正前の別表第 2 を適用する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

大阪大学発明規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、大阪大学(以下「本学」という。)の教職員等が創作した知的財産に係る権利の取扱い等に関する基本的事項を定め、もって、学術研究の成果の活用による社会貢献を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

（運用の原則）

第2条 この規程は、本学の使命、理念及び知的財産ポリシーに適合するように運用するものとする。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明等 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠の創作及び種苗法(平成10年法律第83号)第2条第2項に規定する品種の育成をいう。
- (2) 特許を受ける権利等 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び品種登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に対応する権利をいう。
- (3) 特許権等 特許権、実用新案権、意匠権及び育成者権並びに外国におけるこれらの権利に対応する権利をいう。
- (4) プログラム著作物等 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物、同項第10号の3に規定するデータベースの著作物及び半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項に規定する半導体集積回路の回路配置をいう。
- (5) 教職員等 総長、理事、教授、准教授、講師、助教及び助手並びにその他常勤職員、非常勤職員、並びにその他の本学が雇用した者であって、雇用に当たりその者が創作する知的財産に係る権利について契約がなされているものをいう。
- (6) 部局 各学部、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、歯学部附属病院、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設その他これらに相当する組織をいう。
- (7) 職務発明等 職務上使用することのできる本学又は公の経費又は設備を用いて教職員等が行った職務に属する発明等をいう。
- (8) 知的財産 発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置及びノウハウをいう。
- (9) 知的財産権 特許権、実用新案権、意匠権、育成者権、データベースの著作物の著作権、プログラムの著作物の著作権、回路配置利用権及びノウハウに係る権利並びに外国におけるこれらの権利に対応する権利をいう。

（発明委員会）

第4条 本学に別に定めるところにより発明委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（産学連携本部）

第5条 本学に別に定めるところにより産学連携本部を置く。

（特許を受ける権利等の帰属）

第6条 職務発明等に係る特許を受ける権利等は、原則として本学が承継し本学に帰属する。

（職務発明等の届出）

第7条 教職員等は、その職務に関連して行った研究の成果が発明等に該当するときは、所定の様式により、所属部局の長を経由して、総長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、論文学会発表等の公開に先立って行うものとする。
- 3 複数の教職員等が共同して発明等をした場合は、代表者が、所属する部局を通じて届け出るものとする。
- 4 本学の教職員等とそれ以外の者が共同して発明等をした場合は、本学の代表者が、所属する部局を通じて届け出るものとする。

（届出書の送付）

第8条 部局の長は、前条第1項の規定に基づく届出書を受理したときは、速やかに総長に送付するものとする。

（特許を受ける権利等の承継等の決定）

第9条 総長は、前条の規定により届出書の送付を受けたときは、当該発明等が職務発明等であるか否か、及び職務発明等である場合に本学が当該発明等に係る特許を受ける権利等を承継するか否かを、速やかに決定するものとする。

- 2 総長は、前項の決定をしたときは、速やかに所属部局の長を経由して、届出をした者に通知するものとする。
- 3 総長は、本学の教職員等とそれ以外の者が共同して発明等をした場合は、本学の教職員等の持分について、本学が承継する

か否かの決定をするものとする。

4 総長は、決定した事項について、適宜、委員会を開催して報告するものとする。

第10条 第7条第1項に規定する届出に係る発明等が職務発明等であって、当該発明等の新規性、進歩性、市場性、学術的インパクト等の観点からの評価に基づき、本学が承継するのが適当と判断される場合は、本学は当該発明等に係る特許を受ける権利等を本学に帰属させることができる。

2 前項の判断を行うに際しては、学外との共同研究又は受託研究等の契約の有無及び予算を勘案するものとする。

(異議の申立て)

第11条 教職員等は、その届出に対する第9条第1項の規定に基づく決定に対して異議があるときは、決定の通知を受けた日から30日以内に、所定の様式により、所属部局の長を経由して、総長に異議を申し立てることができる。

2 総長は、前項の規定による申立書の送付を受けたときは、委員会の議を経て、申立てに係る決定を変更するか否かを決定し、所属部局の長を経由して、申立てをした者に通知するものとする。

3 前項に規定する委員会の審議に当たって、委員長が必要と認めるときは、産学連携本部の意見を聴取することができる。

4 第2項に規定する決定に対しては、異議の申立てをすることはできない。

(特許を受ける権利等の本学への承継)

第12条 本学が、その特許を受ける権利等を、第9条第1項又は前条第2項の規定により承継すると決定したときは、その特許を受ける権利等は、教職員等から本学に承継され本学に帰属するものとする。

(本学が承継しない発明等の扱い)

第13条 本学が承継しないと決定した特許を受ける権利等は、発明等をした教職員等に帰属する。

(特許権等に係る出願)

第14条 総長は、特許を受ける権利等を承継すると決定したときは、速やかに、産学連携本部に特許権等に係る出願の指示を行うものとする。

(プログラム著作物等又はノウハウ)

第15条 プログラム著作物等又はノウハウが、職務上使用することのできる本学又は公の経費又は設備を用いて教職員等によって職務上の研究成果として創作されたものである場合には、プログラム著作物等又はノウハウに係る権利は原則として本学に帰属する。

(プログラム著作物等又はノウハウの届出)

第16条 教職員等は、職務上使用することのできる本学又は公の経費又は設備を用いて職務上の研究成果として創作したプログラム著作物等又はノウハウについて、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の様式により、速やかに所属部局の長を経由して、総長に届け出なければならない。

- (1) 当該プログラム著作物等又はノウハウを公表又は学外に移転する必要が生じた場合
- (2) 当該プログラム著作物等又はノウハウに係る発明等について本学に届け出る場合

第17条 第7条第2項から第4項まで及び第8条から第13条までの規定は、プログラム著作物等又はノウハウに準用し、第14条の規定は、半導体集積回路の回路配置に準用する。

(補償金の支払い等)

第18条 本学は、教職員等が創作した知的財産に係る権利について、本学が承継した知的財産権又は特許を受ける権利等の運用又は処分により、本学が収入を得たときは、当該教職員及びその研究室に補償金を支払い、及び還元する。

2 前項の補償金については、本学が得た収入から出願、維持、活用等に係る経費の実費を控除した金額の3分の1に相当する額を実績補償金として教職員等に支払い、6分の1に相当する額を教職員等の研究室に還元する。

3 創作者である教職員等が複数名いるときは、補償金は創作の寄与度に応じた割合で按分する。

4 知的財産を創作した教職員等が異動又は退職した場合の補償金は、前3項の規定を準用して支払い、及び還元する。

(秘密の保持義務)

第19条 知的財産を創作した教職員等及び知的財産に係る権利の取扱いに関する事務に携わる者は、当該知的財産に関する事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。

(知的財産権の運用又は処分)

第20条 本学が承継した知的財産権又は特許を受ける権利等の運用又は処分は、総長が決定し、契約に基づいて行う。

(要望の申出)

第21条 教職員等は、本学が承継した知的財産権又は特許を受ける権利等に関し、本学による出願、運用又は処分を取扱いに対して要望のある場合は、所定の様式により所属部局の長を経由して総長に要望を申し出ることができる。

2 総長は、前項の規定による要望書の送付を受けたときは、産学連携本部長に適切な対応の指示をするものとする。

(学生が創作した知的財産に係る権利の取扱い)

第22条 本学の学生が本学又は公の経費又は設備を用いて行った研究により創作した知的財産に係る権利の取扱いは、次の各号に定める。

(1) 学生と本学の間で当該研究に関して雇用契約を締結している場合は、この規程に定めるところにより、本学は当該知的財産に係る権利を承継することができる。

(2) 前号の雇用契約のない場合は、本学と学生との契約により、本学は当該知的財産に係る権利を承継することができる。

第23条 本学が知的財産に係る権利を承継する場合は、知的財産の取扱い及び創作者たる学生の地位については、この規程を準用する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 大阪大学発明規程（昭和54年3月20日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行前に届出のあった職務発明等に係る改正前の第18条第2項第1号及び第3号に定める補償金の支払い等については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。